

# 令和 8 年度沖縄県労働条件等実態調査に係る業務 企画提案公募要領

## 1 委託業務の名称

令和 8 年度沖縄県労働条件等実態調査に係る業務

## 2 委託業務の期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

## 3 委託料上限額

本委託業務に係る提案上限額は、3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、この範囲内で効果的かつ効率的な業務を提案すること。

なお、提案上限額は、本委託業務の企画提案における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

## 4 委託業務及び企画提案の内容

「令和 8 年度沖縄県労働条件等実態調査に係る業務企画提案仕様書」のとおり。

## 5 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち 1 者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (3) 沖縄県が措置する指名停止期間中の者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- (7) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てが以下のいずれにも該当する者でないこと。
- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。
  - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (8) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。
- また、管理法人は、当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び管理能力を有することを要件とする。
- (9) コンソーシアムの構成員として企画提案公募の申込みを行う場合は、他のコンソーシアムの構成員及び単体企業等として重複して申込みを行う者でないこと。
- (10) 過去に同様の事業実績があるか又はそれに類似する事業実績がある者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (11) 県税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (12) 社会保険(労働保険、厚生年金保険及び健康保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (13) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (14) 労働関連法令を遵守していること。

## 6 応募方法等

### (1) 質問の受付及び回答

企画提案等に関して質問がある場合は、別添「質問票」に記入し、電子メールにより提出してください。

ア 宛先 [aa058009@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa058009@pref.okinawa.lg.jp)

イ 受付期間 公募開始の日から令和8年7月16日(木)まで

ウ 回答方法 本公募に係るHP上で掲載

エ 回答日時 随時(質問受付して開庁2日以内)。

## (2) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和8年7月22日(水)17時必着

イ 提出書類

下記(ア)～(カ)を一連にして8セット(原本1部、コピー7部 ※全て片面印刷)作成し、各セットの間には、インデックスで間切りを入れたうえで、長辺左側に穴を空け提出すること。また、必ずページ数を付すこと。

(ア) 【様式1】企画提案応募申請書

(イ) 企画提案書(任意様式。A4縦)

(ウ) 【様式2】法人等概要

(エ) 【様式3】経費見積書(内訳は任意様式)

(オ) 【様式4】実績書 ※5 参加資格(10)の内容が確認できるよう記載

(カ) 【様式5】誓約書 ※誓約書別添に記載の書類も併せて提出すること。

(キ) 【様式6】コンソーシアム協定書

(ク) 提案者に関する資料

- ・決算報告書(直近2期分)
- ・(該当する場合)沖縄県所得向上応援企業認証制度、沖縄県人材育成企業認証制度、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の認証企業又はパートナーシップ構築宣言の宣言企業である交付証明書(写し又は写真等)

ウ 提出先 沖縄県商工労働部 労働政策課(沖縄県庁8階)

エ 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに確実に到達するように提出すること。

## 7 企画提案書の審査

### (1) 第一次審査(書面審査)

労働政策課において、企画提案書を提出した法人等(以下「提案者」という。)の参加要件等について、提出書類に基づき書面審査を行う。

要件を満たしている提案者に対しては、第二次審査の時間、場所等を通知し、要件を満たしていない提案者に対しては、その旨を通知する。

### (2) 第二次審査(プレゼンテーション審査)

選定委員会においては、企画提案書の内容、事業実績、実施体制、経費等について、プレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた提案者を選定する。なお、沖縄県所得向上応援企業認証制度、沖縄県人材育成企業認証制度、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の認証企業である場合、又はパートナーシップ構築宣言の宣言企業である場合は、加点を行う。結果の通知は、文書で行う。

第二次審査における留意事項は、以下のとおり。

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ 第二次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加は認めない。

ウ 紙資料による説明とし、プロジェクター等の使用はできない。

エ 説明時間は 15 分以内、質疑 15 分程度とする。

オ 審査の視点は下記の(ア)～(カ)である。

- (ア) 業務の目的、課題等を適切に捉え、業務の意義を理解しているか。
- (イ) 発送や回収方法等回収率を高める提案は、具体的かつ効率的な提案となっているか。
- (ウ) データの集計方法や報告書の作成に係る業務内容は適切か。
- (エ) 企画提案の内容、業務計画等に基づいて、業務を成果物の納期期日までに履行することができる人員体制となっているか。
- (カ) コスト意識が高く、積算書の内容（予算の用途、人件費、金額等）は妥当か。

※ただし、第一次審査で選定された提案者が 1 者の場合は、プレゼンテーション審査に替えて、書面で選定委員会の決議を諮る場合がある。

## 8 スケジュール

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| (1) 公募開始               | 7月8日(水)           |
| (2) 質問締切               | 7月16日(木)          |
| (3) 質問回答               | 随時 本公募に係る HP 上で掲載 |
| (4) 企画提案書提出〆切          | 7月22日(水) 17時必着    |
| (5) 第一次審査(書面審査)結果通知    | 7月27日(月) 予定       |
| (6) 第二次審査(プレゼンテーション審査) | 8月3日(月) 予定        |
| (7) 第二次審査結果通知          | 8月6日(木) 予定        |
| (8) 契約                 | 8月中旬              |

## 9 委託契約に関する事項

- (1) 第二次審査で選定された提案者と県との間で、本業務の委託契約に関する協議を行い、合意に至ったときは、改めて業務仕様書を作成し、当該提案者から見積書を徴し、沖縄県財務規則(昭和47年規則第12号)に定める随意契約の手続きにより、契約書を締結する。  
ただし、第二次審査で選定された提案者と合意に至らなかったときは、次点の提案者と協議を経て、契約を締結する場合がある。
- (2) 県は、契約の締結後、契約の相手方の名称、契約金額等を公表する。

## 10 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 企画提案書は、提案者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出期限後の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 委託業者選定に関する審査内容及び経過等については、公表しない。また、審査に関する問い合わせ、採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ア 提出期限を過ぎて、提出書類が出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 本要領に違反し、又は著しく逸脱すると認められた場合
  - エ 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合
  - オ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - カ 参加要件を満たさない場合又は契約の相手方が決定されるまでの間に参加要件を満たさなくなった場合
  - キ 一の提案者から2以上の企画提案がされた場合
  - ク 委託料の上限額を超えて企画提案がされた場合
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部労働政策課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

※契約保証金について【沖縄県財務規則抜粋】

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が 1 件 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 11 書類の提出先及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階  
沖縄県商工労働部 労働政策課 労政企画班 担当：玉城  
電話：098-866-2366  
E-mail：aa058009@pref.okinawa.lg.jp